

元食産第3852号  
令和2年1月16日

一般社団法人日本ショッピングセンター協会 会長 殿

農林水産省食料産業局長



有機畜産物等に係る表示規制の円滑な実施について

今般、日本農林規格等に関する法律施行令（昭和26年政令第291号。以下「令」という。）第17条を改正し、有機畜産物、有機畜産物加工食品及び有機農畜産物加工食品（令第17条第2号及び第3号に規定する農林物資をいう。以下「有機畜産物等」という。）を名称の表示の適正化を図ることが特に必要であると認められる農林物資として指定したため、令和2年7月16日から下記のとおり有機畜産物等に係る名称の表示が規制されることとなった。

については、この表示規制が混乱なく円滑に実施されるよう、当該表示規制の内容について関係者への周知徹底をお願いします。

記

- 1 令和2年7月16日以後、畜産物又はこれを原材料とする加工食品については、有機JASマーク<sup>※</sup>が付されていない場合には、有機畜産物等である旨の表示又はこれと紛らわしい表示（以下「有機畜産物等の表示」という。）を付することはできなくなる（日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）第63条第1項及び第2項）。

※「飲食品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法」（昭和54年8月18日農林水産省告示第1182号）付属書Dに規定する表示をいう。

- 2 有機畜産物等の表示が付してある輸入畜産物又は輸入加工食品（畜産物を原材料とするもの）については、令和2年7月16日以後、有機JASマークが付されているものでなければ、輸入業者が販売し、販売の委託をし、又は販売のために陳列することはできなくなる（法第63条第3項）。